

交通事故の被害者、加害者にならないために

こんな運転、絶対にしない



スマホなどの
「ながら運転」



イヤホン着用等
での運転



蛇行運転



傘さし運転



信号無視

周りの状況をきちんと把握することが交通事故の防止には非常に大切な事です。
自転車乗車中だけでなく、徒歩での移動中でも、命を守るために周囲の状況に気を配りましょう。
皆が周りの交通状況に気を配ることを当たり前のことにできれば、事故は確実に減っていきます。

自分の命を守るために

自転車乗るとき「レッツ ヘル着!」



かぶったあなたは「ナイス ヘル着!」

もしも、事故に遭った、事故を起こしたら…

負傷者の救護

けが人がいる場合は、すぐに119番に電話をし、救急車を呼びましょう。

二次被害を防止

自転車等を安全な場所に移動させるなどして、新たな被害者が出ないようにしましょう。

警察への通報

「ケガをしていない（軽い）から大丈夫」と言ってすぐにその場を立ち去らない。相手が「大丈夫」と言った場合も同じです。

保護者・学校に連絡 相手と連絡先等の交換

相手の名前、連絡先等は必ず確認をしましょう。
保護者に連絡をし、学校にも事故について報告してください。

お子様の命を守るため 自転車の安全利用にご協力ください。

保護者のみなさまへ

令和5年4月1日より、「道路交通法」において、自転車乗車用のヘルメットの着用の努力義務が定められており、令和6年11月1日の同法の改正では、自転車乗車中のながら運転、酒気帯び運転及びほう助について、新たに罰則が定められております。

また、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」(岐阜県自転車条例)では、自転車の安全で適正な利用の促進と共に、自転車乗車時のヘルメット着用についても定められております。

お子様の生命を守るため、自転車を利用する際のヘルメット着用だけでなく、事故にあわないよう、交通ルールやマナー等の自転車の安全利用について、以下の内容を参考に、ご家庭で話題にしていただくなど、交通安全に関する教育及び啓発等にご協力いただきますようお願いいたします。

- ・自転車乗車時には必ずヘルメットを着用すること
- ・自転車乗車時には「ながら運転」をしないこと
- ・家の近くや通学路での危険な場所、交通事故が多い場所の確認
- ・保護者の方が、自動車運転中に「ヒヤリ」「ハッ」とした事例
- ・ドライバーとのアイコンタクトなど、事故に遭わないための工夫や心がけ

また、事故にあった際に「ケガをしていない(程度が軽い)」「急いでいる」などの理由で、警察に事故を届け出ず、後でトラブルに発展するケースもあります。

万が一、事故にあった際には、必ず警察への届け出、相手の連絡先などの確認についても、ご家庭でお話しいただきますよう、重ねてお願いいたします。

自転車の安全利用等に関する法律や条例

○道路交通法(抜粋)

(自転車の運転者等の遵守事項)

第63条の11 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。

2 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

3 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するとき、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

○岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(抜粋)

(自転車の安全で適正な利用に関する教育等)

第11条 県は、自転車の安全で適正な利用に関する教育を推進するものとする。

3 保護者は、その保護する児童生徒等に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。

4 学校の長は、当該学校の児童生徒等に対し、その発達段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する教育又は啓発を行うよう努めなければならない。

(乗車用ヘルメットの着用)

第13条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

2 保護者は、その保護する児童生徒等が道路において自転車を利用するときは、当該児童生徒等に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

ヘルメットの着用をはじめとする自転車の安全で適正な利用については、自転車を利用する本人、保護者、学校それぞれに役割や責任等が定められています。

お子様の交通事故の防止には、ご家庭の協力が不可欠となっております。大切なお子様の命を守るため、交通安全に関する教育、啓発へのご協力をお願いします。